

所得証明書等の収入に関する書類について(案内)

教職特待生の申請時には、申請書に記入した「生計を一にする家族」について、下記表

1. 及び2. に関し、**該当する全ての書類を提出**してください。

収入状況によっては、下記以外の収入等に関する書類の追加提出（申立書を依頼する場合も含む。）が必要となる場合があります。

追加提出が必要となる書類については、個別に連絡します。

1. 生計を一にする家族（社会人、専業主婦、年金生活者等）全員の提出が必要な書類

対象者	必要書類 及び 注意事項等	発行場所
同一生計家族 全員 ※学生や15歳 未満は不要	① 学生や15才未満を除く家族全員分の 『平成28年度（平成27年分）所得証明書』 の、 コピー又は本紙 ※無職、無収入等の場合は『非課税証明書』等の名称 となる場合があります。 詳しくは市区町村役所にお問い合わせください。	市区町村役所
	② [給与を受けている方] 『平成28年分 給与所得の源泉徴収票』の コピー	勤務先
	[自営業の方] 最新の『確定申告書(第一表と第二表)』の コピー	税務署

2. 生計を一にする家族のうち、該当する者の提出が必要な書類

対象者	必要書類 及び 注意事項等	発行場所
生活保護を受けて いる方	最新の受給額が分かる 『保護決定（変更）通知』の コピー	福祉事務所等
児童手当、児童扶養 手当、児童育成手当 等を受けている方	最新の受給額が分かる 『各手当等の受給関係通知』の コピー	福祉事務所 又は 都道府県役所 等
年金を受けている方	受給している全ての種類の年金の 『最新の振込(支払)通知書』の コピー	年金事務所等

※コピーは、できる限りA4サイズの紙に取ってください。書類本紙のサイズに合わせて切り取る必要はありません。

※コピーを取る際は、元の書類に書かれている文字が読み取れる濃さでコピーをしてください。（特に、複写式用紙によるもの(文字色が青)の場合は、普通濃度では読み取れない場合があります。）